

# 不法投棄等の支障除去等について

## 不法投棄等の不適正処理

(廃棄物処理法の処理基準(法第12条第1項又は法第12条の2第1項)に違反する処理)

## 生活環境保全上の支障又は生ずるおそれ

(原因者が確知できない場合等)

## 都道府県知事等による措置命令

【法19条の5 法19条の6】  
(支障の除去等を命令)

(原因者による支障除去等の措置が講じられない等)

## 原因者による支障の除去等

## 都道府県等による行政代執行

【法19条の8】  
(知事等の裁量。費用は原因者に求償)

(都道府県等が要した費用について支援)

## 産業廃棄物適正処理推進基金による財政支援

【法第13条の13第5号 法第13条の15】  
(平成10年6月17日(改正法施行日)以降の不法投棄等について(\*1))  
補助率: 7/10(\*2) 交付税算入率: 80%

\*1 平成10年6月16日以前の不法投棄等については産廃特措法に基づく支援

\*2 平成24年度までに支援が決定した事案については補助率3/4